

閱覧用

入 札 説 明 書

<入札事項名>

鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気

〒899-6603

鹿児島県霧島市牧園町高千穂3311-29

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

鹿児島県霧島国際音楽ホール

電話番号 0995-78-8000

E-mail soumu@miyama-conseru.or.jp

<https://miyama-conseru.or.jp>

入札説明書

鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気の購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 **令和3年12月11日（土）**
- 2 入札執行者 公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島県霧島国際音楽ホール総務課長 増山 久仁子
- 3 契約担当課 〒899-6603
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3311-29
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島県霧島国際音楽ホール総務課
電話番号 0995-78-8000
FAX番号 0995-78-3311
E-mail soumu@miyama-conseru.or.jp
<https://miyama-conseru.or.jp>

4 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気
契約期間予想使用電力量：284,900kWh
- (2) 内 容
「鹿児島県霧島国際音楽ホール電気需給仕様書」のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 鹿児島県の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく鹿児島県知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

6 入札参加資格の確認に関する事項

上記5の資格を有することを確認するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料並びに84円切手を貼付した返信用封筒（定型長3）を提出すること。

- (1) 受付期間
令和3年12月11日（土）から令和3年12月19日（日）までのそれぞれの日（休館日（月）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 受付場所
前記3に同じ。
- (3) 確認する資料
ア 資格審査要綱に基づく入札参加資格審査の結果通知書
イ 電気事業法第2条の2の登録を受けている者であることを証する書類

ウ 供給開始日から送電をすることが可能である者であることを証する書類

エ その他付属資料として、本件に送電をすることが可能な保有電力量

- (4) 入札参加資格確認申請書に係る結果通知は、**令和3年12月21日(火)**までに入札参加資格確認通知書により通知する。

7 入札説明会

入札説明会は行わない。

8 入札説明書等に対する質疑応答及び閲覧

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、またはメールにより行うものとする。

また、質問に対する回答は、回答書を作成し、閲覧により行うものとする。

- (1) 受付場所 前記3に同じ。
(2) 受付期限 **令和3年12月19日(日) 午後5時まで**
(3) 閲覧場所 前記3に同じ。
(4) 閲覧期間 **令和3年12月11日(土)から令和3年12月19日(日)**までのそれぞれの日(休館日(月)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、ホームページの閲覧は、上記の期間中終日行うことができる。

9 入札書の記載

- (1) 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価(以下「参考総価比較額」という。)を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
なお、入札書に記載する料金の単価等は、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する各単価等に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
※ 契約については、単価契約とする(16(3)のとおり。)

10 入札

入札に参加する者は、入札書を直接持参又は郵便若しくは信書便(配達を証明することができる郵便又は信書とし、提出期限内に必着とする。)により、次のとおり提出する。

- (1) 入札書の提出期限 **令和4年1月6日(木) 午後3時まで**
(2) 入札書の提出場所 前記3に同じ。
(3) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)及び「**令和4年1月7日開封**〔鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気〕の入札書在中」と朱書きし、郵便又は信書便による入札の場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「**令和4年1月7日開封**〔鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
(5) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引替え、又は撤回をすることがで

きない。

- (6) 入札者又はその代理人が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

11 最低制限価格

設定しない。

12 入札保証金

契約しようとする総価額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に公益財団法人鹿児島県文化振興財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

13 契約保証金

免除する。

14 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 開札日時及び場所

日 時 **令和4年1月7日(金) 午前10時**

場 所 **鹿児島県霧島国際音楽ホールリハーサル室**

（開札に立ち会う入札者又はその代理人は、午前9時55分までに当ホールリハーサル室に入室すること。）

15 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行

者が認めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格となる参考総価比較額をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 契約は、入札書に記載されている基本料金の単価及び使用電力量料金の単価等の金額で行うものとする。

17 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、郵便又は信書便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

18 支払条件

- (1) 落札者は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者が、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を発注者に通知するものとする。
- (2) 発注者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを発注者に請求するものとする。
- (3) 発注者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

19 契約書作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に契約の案を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。

20 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 その他

- (1) 入札参加者は、一般競争入札公告及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約書、仕様書は次の機関で配布するものとする。
前記3に同じ
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (4) この入札に係る契約は、令和4年2月1日（火）に確定する。
- (5) その他詳細不明な点については、
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島県霧島国際音楽ホール総務課（電話番号0995-78-8000）に照会すること。

鹿児島県霧島国際音楽ホール電気需給仕様書

霧島国際音楽ホールの電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所

鹿児島県霧島市牧園町高千穂3311-29 鹿児島県霧島国際音楽ホール

(2) 業種及び用途

公立文化施設

2 仕様

(1) 電力供給条件(常用の1回線受電)

ア 受電方式 交流3相3線方式

イ 標準電圧 6,000 V

ウ 計量電圧 6,000 V

エ 標準周波数 60 Hz

オ 非常用自家用発電設備 あり(防災用限定)

(2) 年間予想使用電力量, 最大使用電力

ア 契約期間予想使用電力量 284,900 kWh

(令和4年2月から令和5年3月までの使用量見込み。増減有り。)

イ 最大使用電力 260 kW

(各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

ウ 力率 100%(平均)

(月別の力率は実測値によるものとする。)

(3) 需給開始日, 使用期間

ア 需給開始日 令和4年2月1日 午前0時

イ 使用期間 令和4年2月1日から令和5年3月31日まで

(4) 契約期間の電力消費計画

別紙参照

(5) 需給地点

需給場所の構内柱に鹿児島県が設置した開閉器の一次側接続点(常用1回線分)

(6) 計量地点

需要場所に鹿児島県が設置した受電室

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置された計量装置は九州地区の旧一般電気事業者の所有とする。

(8) 保安上責任分界点

需給地点に同じ

3 その他

- 力率の変動, その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。
- その他定めのない事項については、必要に応じて協議するものである。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県文化振興財団
理事長 本 田 勝 彦 殿

住 所
商号及び名称
代表者氏名

印

令和3年12月11日付けで入札公告のありました鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気の購入に係る入札に参加する者に必要な資格の確認について、下記のとおり証明書類を添えて申請します。

記

- 1 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格を得た者であることについては、別添のとおりです。
- 2 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを、ここに誓約します。
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者であることについては、別添のとおりです。
- 4 供給開始日から送電をすることが可能である者であることについては、別添のとおりです。

(備考) 本件に送電をすることが可能な保有電力量について、別添のとおり資料を提出します。

入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

公益財団法人鹿児島県文化振興財団
理事長 本 田 勝 彦

先に提出された入札参加資格確認申請書を審査した結果について、下記のとおり通知します。

記

1 入札件名 鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気

2 判 定 合 格 ・ 不 合 格

※ 不合格の理由

なお、この確認申請をした日から入札日までの間で、当該入札の参加資格に関する事項に変更が生じた場合は、変更内容を記した変更届に、変更事項を証明できる書類を添えて、遅滞なく届け出て下さい。

入札保証金還付請求書

金額

ただし、鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気に係る入札保証金

現金
その他 証券名
記号番号
額面金額

上記の入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県文化振興財団
理事長 本田 勝彦 殿

住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県文化振興財団
理事長 本田 勝彦 殿

住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

領 収 書

納 入 者	殿
-------	---

金 額	円
-----	---

ただし、鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気に係る入札保証金

上記の金額を領収しました。

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県文化振興財団
理事長 本 田 勝 彦

入 札 書

入札事項: 鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電気

※1 参考総価比較額

一金 0 円

月	基本料金					使用電力量料金						総計(税込) ①+② (円)	
	契約 電力 (kw)	力率 (%)	係数 <small>(185-力率) / 100</small>	単価 (円/kw)	計① (円)	夏季			その他季				計② (a+b) (円)
						使用予定電力量 (kwh)	単価 (円/kwh)	計(a) (円)	使用予定電力量 (kwh)	単価 (円/kwh)	計(b) (円)		
R4.2	260	100	0.85	常用	0				16,500				
R4.3	260	100	0.85	常用	0				15,000				
R4.4	260	100	0.85	常用	0			0	15,200		0	0	0
R4.5	260	100	0.85	常用	0			0	15,500		0	0	0
R4.6	260	100	0.85	常用	0			0	16,200		0	0	0
R4.7	260	100	0.85	常用	0	39,200		0				0	0
R4.8	260	100	0.85	常用	0	41,500		0				0	0
R4.9	260	100	0.85	常用	0	21,700		0				0	0
R4.10	260	100	0.85	常用	0			0	18,300		0	0	0
R4.11	260	100	0.85	常用	0			0	18,300		0	0	0
R4.12	260	100	0.85	常用	0			0	16,400		0	0	0
R5.1	260	100	0.85	常用	0			0	19,600		0	0	0
R5.2	260	100	0.85	常用	0			0	16,500		0	0	0
R5.3	260	100	0.85	常用	0			0	15,000		0	0	0
計					0	102,400		0	151,000		0	0	0

消費税相当額 0

※1 0

※1 参考総価比較額(消費税及び地方消費税を含まない金額・1円未満の端数があるときは、切り上げとする)

※2 燃料費調整額及び再生可能エネルギー賦課金は、考慮しないものとする。

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

理事長 本田 勝彦 殿

住所

商号又は名称

印

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知

契約期間の電力消費計画(予想)

鹿児島県霧島国際音楽ホール

項目名		月	R4.2月	R4.3月	R4.4月	R4.5月	R4.6月	R4.7月	R4.8月	R4.9月	R4.10月	R4.11月	R4.12月	R5.1月	R5.2月	R5.3月	合計
力率(%)			100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	—
最大需要電力(kw)			160	130	170	190	170	260	260	220	180	150	160	170	160	130	2,510
訳内	他季使用量(kwh)①		16,500	15,000	15,200	15,500	16,200				18,300	18,300	16,400	19,600	16,500	15,000	182,500
	夏季使用量(kwh)②							39,200	41,500	21,700							102,400
使用量計(kwh)=①+②			16,500	15,000	15,200	15,500	16,200	39,200	41,500	21,700	18,300	18,300	16,400	19,600	16,500	15,000	284,900

※最大需要電力は平成29年度から平成31年度の最大値

※使用電力量は平成29年度から平成31年度の平均値

令和3年度の最大需要電力(kw)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	MAX
130	124	175	253	229	154	163	139	253

電 気 需 給 契 約 書 (案)

- 1 件 名 鹿児島県霧島国際音楽ホールで使用する電力需給契約
- 2 契約期間 令和4年2月1日から令和5年3月31日まで
- 3 契約単価 別紙明細のとおり
- 4 契約保証金 免除

上記の電気の需給について、公益財団法人 鹿児島県文化振興財団とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 鹿児島県鹿児島市山下町5番3号
公益財団法人 鹿児島県文化振興財団
理事長 本 田 勝 彦

(乙)

(総則)

- 第1条 公益財団法人 鹿児島県文化振興財団（以下「甲」という。）及び
（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守し、この契約（仕様書及び関係する約款を含む。以下同じ。）に従い履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書に基づき甲が使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）中、甲に供給するものとし、甲は、乙に対価を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鹿児島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合又は中小企業信用保検法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する売掛金債権担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

- 第4条 甲の使用電力量は、都合により予想使用電力量を増減することがある。

(契約電力の変更)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合等、受注者の供給条件に特段の定めがある場合は、発注者、受注者協議の上、契約電力を決定する。

(使用電力量の計量)

第6条 乙は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者が計量器により計量し、毎月末日に検針した値を受領し、その値により算定した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を甲に通知しなければならない。

2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

第7条 契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要性が生じたときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

(支払)

第8条 乙は、第6条第1項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、別紙契約単価明細書による請求金額の算定方式によるものとする。（ただし1円未満の端数は切り捨てる。）

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、乙からの適法な請求書の受領後30日以内に電気料金を支払わなければならない。ただし、乙の供給条件に「支払期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

4 甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。ただし、前項ただし書きの場合は、供給条件の定めにより算出した額を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第11条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が鹿児島県の物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和53年鹿児島県告示第

166号) 第2条第1項各号のいずれかに該当したとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、九州地区の旧一般電気事業者が定めた最終保障約款による料金単価により算出した未検収分の基本料金及び電力量料金の額から、契約単価により算出した未検収分の基本料金及び使用量料金の額を減じた額に消費税相当額を加算した額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

第10条 甲は、契約期間の間、前条第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が契約に違反し、合理的な期間内に違反を解消しないときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第12条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

- 2 甲は、契約が解除された場合において、甲が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を乙に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、甲乙協議して定める。

(鹿児島県会計規則等の遵守)

第13条 乙は、この契約書に定めるもののほか、鹿児島県会計規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(規定以外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、九州地区の旧一般電気事業者の定める標準供給条件並びに選択供給条件による。

- 2 前項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

契約単価明細書

単位:円

月	契約電力 (kw)	力率 (%)	係数	基本料金(常用)	使用電力量料金	
			(185-力率) /100	契約単価額 (円/kWh)	平日単価 (円/kWh)	休日単価 (円/kWh)
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						

※請求金額の算定=(基本料金契約単価額×係数×契約電力)+(平日単価×使用量)
+(休日単価×使用量)

※各単価は、消費税相当額を含み、1銭未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

※燃料費調整額及び再生可能エネルギー賦課金は、考慮しない。

※契約単価については、消費税率変更があった場合には、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うこととする。